

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年4月27日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年4月27日(木曜日)

午後2時58分開議

午後4時32分閉会

本日の会議に付した事件

平成29年度主要事業等説明

出席委員(8人)

委員長 田代国広
副委員長 緒方勇二
委員 藤川隆夫
委員 鎌田 聡
委員 溝口幸治
委員 楠本千秋
委員 山本伸裕
委員 高島和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑陽一
政策審議監 渡辺克淑
医監 迫田芳生
長寿社会局長 立川 優
子ども・障がい福祉局長 柳田紀代子
健康局長 田原牧人
首席審議員兼
健康福祉政策課長 野尾晴一朗
健康危機管理課長 厚地昭仁
高齢者支援課長 谷口 誠
認知症対策・
地域ケア推進課長 下山 薫
社会福祉課長 島川圭二
子ども未来課長 吉田雄治
首席審議員兼

子ども家庭福祉課長 富永章子

障がい者支援課長 奥山晃正

首席審議員兼

医療政策課長 松岡正之

国保・高齢者医療課長 高水真守生

健康づくり推進課長 岡崎光治

薬務衛生課長 大川正晃

病院局

病院事業管理者 永井正幸

総務経営課長 緒方克治

事務局職員出席者

議事課主幹 若杉美穂

政務調査課主幹 福島哲也

午後2時58分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第2回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回の厚生常任委員会で委員長に選任いただきました田代でございます。

少子高齢化が加速する中で、福祉行政を取り巻く環境は極めて厳しい時代を迎えたと思っておりますけれども、そういったときだからこそ、当委員会の必要性、重要性が高まってくるんじゃないかというふうに思っております。

これから1年間、緒方副委員長のサポートをいただきながら、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、執行部の皆さんはもとより、委員各位の御指導、御鞭撻、そして御協力を心からお願い申し上げます。簡単ですけれども、御挨拶とさせていただきます。1年間お世話になります。よろしくお願いたします。

それでは、続いて、緒方副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○緒方勇二副委員長 皆さん、改めまして、こんにちは。

副委員長に選任いただきました緒方でございます。

一生懸命田代委員長を補佐して1年間やってまいりますので、委員の皆さん方、執行部の皆さん方、どうぞよろしく願い申し上げます、簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田代国広委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自席からお願いします。

また、審議員、課長補佐等につきましては、お手元の説明資料中の役付職員名簿により紹介にかえたいと思います。

それでは、健康福祉部、病院局の順でお願いいたします。

（健康福祉部長～薬務衛生課長、病院事業管理者、総務経営課長の順に自己紹介）

○田代国広委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は着座のままで簡潔にお願いします。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 平成29年度の健康福祉部の主要事業等につきまして御説明を申し上げます。

昨年4月の熊本地震発生以降、健康福祉部では、医療救護活動、物資や避難所運営の支援、要配慮者への対応、被災者の住まいの確保等に取り組んでまいりました。平成29年度は、これまでの取り組みをさらに加速化させ、被災者に寄り添った支援をより一層進めてまいります。

そのため、今年度から健康福祉政策課に地域支え合い支援室を設置し、ボランティアや地域福祉などの業務と災害救助法や地域支え合いセンター支援等の業務を一体的に行うこととしております。昨年6月に設置しましたすまい対策室とあわせて、きめ細やかな被災者支援を進める体制を整備いたしました。

次に、平成29年度の主な施策について御説明をいたします。

初めに、熊本地震への対応につきましては、昨年度に引き続き、地域支え合いセンターの訪問活動等を通して、被災者の生活や住まいの再建に向けたきめ細やかな支援を行ってまいります。

あわせて、心の問題を抱える被災者については、熊本こころのケアセンターによる訪問支援等を実施してまいります。

また、県内の災害ボランティア団体のネットワーク強化やスキルアップなどを支援し、災害に備えた体制の強化を図ります。

次に、結婚・妊娠出産・子育て支援につきましては、共働き家庭等からのニーズに応えるため、放課後児童クラブの開所時間の延長につながる支援を強化してまいります。

また、結婚を希望する人を応援するための仕組みを新たにつくり、市町村とともに取り組んでまいります。

このほか、熊本市と共同で子供の貧困に関する実態調査を行うなど、くまもと子ども・

子育てプランに掲げます子供の貧困対策を効果的に推進していくこととしております。

次に、高齢者への支援につきましては、高齢者が身近な地域で安心して自立した生活ができるよう、医療・介護人材の育成など、自立支援型のケアマネジメントの充実に取り組むことといたしております。

また、介護を要する高齢者の増加に対応するため、地域密着型特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備や、介護現場の負担軽減を図る介護アシスタントの導入など介護の担い手の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、障害者への支援につきましては、熊本地震での課題を踏まえ、タブレット等を活用した遠隔手話通訳サービスの導入や、在宅就業支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に、保健・医療の推進につきましては、県民の健康寿命の延伸に向けた取り組みをさらに推進するため、企業や団体と連携して、県民総参加の健康づくりに引き続き取り組んでまいります。

また、昨年度末に策定しました地域医療構想の推進に当たり、10の構想区域に地域医療構想調整会議を設置し、地域の課題や取り組みの方向性を協議してまいります。

また、大規模災害に備え、モバイルファーマシー、医薬品供給車両の整備にも新たにに取り組んでまいります。

このほか、屠畜検査のバイオセキュリティ機能の強化や、食肉の海外輸出を促進するため、食肉衛生検査所の建てかえに着手をいたします。

また、平成30年度からの国民健康保険財政の安定化を図るために、予期せぬ保険給付の増加等に備えて設置します基金への積み増しを行ってまいります。

これらにより、特別会計を含む健康福祉部の平成29年度の当初予算につきましては、震

災対応分の223億3,000万円余を含む総額1,699億1,000万円余を計上しており、骨格予算として編成しました平成28年度当初予算と比べまして、266億4,000万円余の増額、率にしまして約18.6%の増加となっております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、関係各課長が説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成29年度主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

項目、災害救助対策の推進について説明します。

まず、1、災害救助事業は、平成28年熊本地震の被災者に対して行う災害救助法に基づく事業です。主に、みなし仮設住宅の賃借料等の経費でございます。予算としては、210億4,800万円余となっております。

2の災害弔慰金事業は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、熊本地震の被災者に対する災害弔慰金等を支給する市町村への負担金でございます。

3の災害援護資金貸付金につきましても、同法律に基づき、熊本地震の被災者に対し、災害援護資金の貸し付けを行う市町村に対し、国及び県が負担する貸付原資を拠出するものです。

項目、被災者支援の推進をお願いいたします。

1の地域支え合いセンター運営支援事業は、熊本地震被災者の日常生活を支え、早期の生活再建を支援するために、市町村が設置する地域支え合いセンターの活動に要する経費の助成などを行うものです。地域支え合いセンターに配置する職員が、仮設住宅、みな

し仮設住宅等に居住する被災者を訪問し、専門機関につなぎ、被災者支援を進めていくことを目的としております。

2の災害ボランティア団体育成事業につきましては、本年度から新たにに取り組む事業でございます。県内の災害ボランティア団体の育成を図るため、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク、KVOADが行う災害ボランティア団体のネットワーク強化やスキルアップ等に要する経費に関して助成を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

項目、地域福祉の推進をお願いいたします。

1の地域福祉計画推進・支援事業についてですが、平成28年3月に策定いたしました第3期熊本県地域福祉支援計画に基づき、地域福祉の推進を図ることとしております。

(1)の地域の縁がわづくり推進・支援事業ですが、子供、高齢者、障害者など、誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点である地域の縁がわ及び地域の縁がわに宿泊サービスの機能をあわせ持つ地域ふれあいホームの取り組みを促進するものでございます。

次に、(2)くまもと暮らし安心システム推進事業につきましては、市町村等が行う地域包括ケアシステムと健康づくりや活躍、就労の取り組みを一体的に推進するくまもと暮らし安心システムの推進に要する経費について助成を行うものです。

項目、保健・医療の推進についてです。

1、第7次保健医療計画策定事業ですが、本年度において第7次保健医療計画を策定する必要があり、県及び各地域の保健医療推進協議会において必要な検討を行うこととしております。

健康福祉政策課は以上でございます。

○厚地健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

主なものを御説明させていただきます。

4ページをごらんください。

まず、項目でございますが、動物の愛護管理の推進でございます。1の熊本地震被災ペット救護対策事業でございます。

ことし4月、熊本県動物管理センターは、動物愛護センターに名称を変更しておりますが、その動物愛護センターに保護した被災ペットを飼養管理し、譲渡を進める震災対策事業でございます。

次に、3の動物愛護推進事業でございます。

熊本地震での対応を踏まえ、現行の第2次熊本県動物愛護・管理推進計画の改定を前倒しし、動物愛護団体やボランティアと連携しながら、動物愛護の意識啓発や適正な飼養管理の指導等をさらに推進することで、殺処分ゼロを目指す第3次計画を策定いたします。

続きまして、5ページをごらんください。

項目は、食品の安全確保対策でございます。

1のと畜検査整備事業、食鳥肉処理安全対策事業及び対米等輸出食肉検査事業でございます。

震災対策といたしまして、屠畜検査のための検査機器を整備いたします。

また、屠畜場、食鳥処理場で処理される食肉の検査と施設の衛生指導を行います。

なお、国の方針を受けまして、健康牛を対象としたBSE検査は平成28年度で終了いたします。

2の食品営業監視事業でございますが、(2)のHACCP導入推進事業でございます。

国際標準でありますHACCPにつきましては、国が平成32年度までの義務化を目指していることから、食品関連事業者に普及促進を図るとともに、導入施設への技術的支援を行います。

続きまして、3でございます。

管理・運営費でございます。老朽化したしました食肉衛生検査所の検査機能を強化するため、食肉衛生検査所の建てかえに着手いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

項目といたしましては、健康危機管理対策の推進でございます。

平時、災害時におきます感染症や食中毒などの健康危機に迅速に対応するため、関係機関との連携を強化いたしまして、原因究明や拡大防止に向けた職員育成に取り組んでまいります。

続きまして、項目の感染症対策の推進でございます。

2の肝炎対策事業でございます。

肝炎対策を推進するため、医療費の助成、肝炎ウイルス検査の実施や精密検査費用の助成、医療・検診機関、行政等の連携強化、肝炎サロンによる正しい知識の啓発や患者支援などの取り組みを進めます。

続きまして、7ページをごらんください。

3の結核検診事業及び結核対策特別促進事業費でございます。

結核患者が発生いたしました場合、迅速に接触者の調査、検診を実施いたしまして、感染拡大防止に努めます。また、回復した後も、再発防止のために、精密検査等を行います。

最後に、新型インフルエンザ対策費でございます。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、新型インフルエンザの発生に備えまして、初動対応の訓練、研修や、薬の行政備蓄を進めてまいります。

健康危機管理課の主要事業及び新規事業は以上でございます。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

主な事業を御説明します。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、項目欄の一番上の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等に関するのですが、説明欄1の新規事業、「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」等次期計画策定事業は、知事の諮問機関であります県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会等の御意見を踏まえ、平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期の計画策定を行う事業でございます。

次は、項目欄は元気高齢者に対する取り組みでございますが、説明欄1、高齢者の生きがいと健康づくりの推進の(1)の明るい長寿社会づくり推進事業でございますが、これは、一般財団法人熊本さわやか長寿財団が実施しますさわやか大学の運営や、シルバースポーツ大会など高齢者の生きがいと健康づくり等の事業に補助を行うものでございます。

(2)の高齢者能力活用推進事業は、高齢者の社会参加を推進するため、同じく熊本さわやか長寿財団が県内11カ所で実施しております、高齢者の無料職業紹介事業に要する経費を補助する事業でございます。

次の(3)の新規事業、高齢者のいきがい就業推進事業は、元気な高齢者の多様な就業を推進するため、国の行政機関やシルバー人材センター、事業者団体等との協議を行うとともに、県民啓発のためのシンポジウム、高齢者就業調査などを実施する事業でございます。

次の2の老人クラブ活動の推進の(1)県・市町村老人クラブ連合会活動推進事業は、県老人クラブ連合会や市町村の老人クラブ連合会が実施します健康づくりや広報啓発事業、運営費等に補助を行う事業でございます。

次は、9ページをお願いいたします。

1つ飛びまして、項目欄は要介護高齢者に対する取り組みになりますが、説明欄の1、介護基盤整備の(1)介護基盤緊急整備等事業

は、市町村が行う介護保険計画等に基づき整備をします地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に要する経費について補助をする事業です。今年度は、地域密着型特養4カ所、グループホーム2カ所、小規模多機能型居宅介護事業所13カ所等の整備を予定しております。

次の(2)の老人福祉施設整備等事業は、特別養護老人ホーム等の老朽化の解消とユニット化に伴う施設の改築に要する経費について補助をする事業でございます。今年度は、特別養護老人ホーム1施設分の整備を予定しております。

次の2の施設開設準備経費助成特別対策事業は、先ほど(1)で御説明をいたしました地域密着型特別養護老人ホーム等の施設開設のために必要な人件費や広報費等の準備経費について補助をする事業でございます。

次は、10ページをお願いいたします。

1つ飛びまして、4、介護人材の確保の(2)の介護人材確保対策推進事業は、介護人材確保のため、介護職の魅力や専門性等のPRなどの広報、啓発のイベントを実施したり、また、福祉団体等が実施します介護職員の定着支援のためのセミナーや研修に補助をする事業でございます。

(3)の介護アシスタント育成事業は、介護職員の負担軽減を図るため、介護施設において、食事の配膳、掃除、ベッドメイクなど、介護の周辺業務に従事する介護補助職導入に係る介護施設団体の取り組みに要する経費について補助をする事業でございます。今年度は、2団体への補助を予定しております。

(4)の新規事業、介護職員勤務環境改善支援事業につきましては、介護職員の勤務環境改善を図るため、施設等が介護ロボットを導入する経費に補助をする事業でございます。

1機器当たり10万円を限度に補助を行う予定です。

次は、項目欄は地域福祉の推進でございま

すが、説明欄1、福祉人材の確保の(1)の福祉人材緊急確保事業につきましては、若い人などの福祉・介護分野への新規参入等を図るため、施設職員による中学校への出前講座や職場体験を実施したり、一般求職者を対象とした合同面接会や就業後の相談対応等を行う事業でございます。県社協へ委託をして実施をしております。

次は、11ページをお願いいたします。

最後に、(2)の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助（県負担分）でございますが、介護福祉士等の資格取得のための修学資金及び離職した介護人材の再就職準備金の貸し付けを県社協が実施をしておりますが、その貸付原資について補助を行う事業でございます。

高齢者支援課の事業は以上でございます。

○下山認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、項目欄、左のほう、認知症施策の推進です。

(1)認知症診療・相談体制強化事業につきましては、県内12カ所の認知症疾患医療センターなどの医療体制、関係機関との連携体制、認知症に関する相談体制の充実強化に要する経費です。

(2)の認知症の人と家族の安心サポート事業は、認知症サポーターの養成促進及びサポーターによる見守り体制の構築等に要する経費でございます。

1番、2番とも括弧書きで震災対応としておりますのは、通常時の需要よりやや高いという想定のもとに若干の加算をしておるものです。

次に、13ページをお願いいたします。

ちょっと飛びます。(8)でございます。

「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業は、若年性認知症者が安心して過ごす

ことができる居場所を拡大し、介護施設における若年性認知症の方を対象とした社会参加等に向けた対応プログラムの開発を支援する経費でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

項目欄、地域包括ケアの推進に移ります。

(1)、これは新規事業となりますが、自立支援型ケアマネジメント多職種人材育成事業となっております。医療、介護の多職種の専門職の自立支援志向の強化のための人材育成研修に要する経費でございます。専門職が、対象者の自立を促そうという強い明確な目的を持って介護に取り組んでいただくための研修でございます。

(2)熊本型介護予防機能強化事業は、介護予防教室など、介護予防事業を推進する市町村への各種支援に要する経費です。

(3)訪問看護ステーション等経営強化支援事業は、訪問看護ステーションの看護技術面の支援等に要する経費や運営費について助成する事業でございます。

(4)地域包括ケア推進体制強化事業は、医療と介護の連携促進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村、地域包括支援センターの機能強化に要する経費について助成等を行う事業です。

1つ飛びまして、(6)、中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業は、中山間地域等の条件不利地域において、市町村等が在宅サービス提供体制の整備に要する経費について助成を行うものでございます。

最後に、15ページをお願いいたします。

項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進です。

(1)から(3)までは、いずれも市町村に対する県の法定負担金、交付金でございます。

(3)第1号保険料県負担金交付事業は、市町村が実施しております低所得者への介護保険料の軽減に要する費用に係る負担金でございます。

(4)介護保険財政安定化基金事業は、介護保険法に規定します介護保険財政安定化基金の償還金及び運用利益を積み立てる事業でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者に対する取り組みについてでございます。

説明欄1の生活保護の適正実施のうち、(1)の生活保護適正実施推進事業は、生活保護制度の適正な実施を確保するため、監査や調査、研修等の取り組みを行うものです。

(2)の福祉事務所費は、県福祉事務所における生活保護業務に要する経費でございます。

(3)の新規事業の社会保障生計調査委託は、国が生活保護制度の企画、運営に必要な基礎資料を得るため、おおよそ6年ごとに、全国から調査対象自治体を選定して行われる被保護世帯の生活実態調査でございます。

2の扶助費の(1)生活保護費、(2)生活保護県費負担金は、生活保護世帯に対する生活扶助費、医療扶助費などでございます。

17ページをお願いいたします。

3の生活困窮者に対する自立支援でございますが、生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業で、(1)の総合相談支援事業は、生活困窮者に対し、自立相談支援窓口において、総合的な相談支援や自立のためのプラン策定を行うものでございます。

(2)の自立支援プラン推進事業は、(1)の事業で策定された支援プランに基づき、家計相談や子供の学習支援等を実施するものです。

なお、(1)、(2)の事業は、震災対応として、被災地域の相談体制の拡充を図っており

ます。

(3)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、障害者または高齢者など、福祉的支援を必要とする刑務所等退所者への支援を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

(4)の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、生活保護世帯の子供が大学等へ進学することを応援するために、修学期間中の生活費の貸し付けを行うものです。

(5)の生活福祉資金貸付事業費は、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付事務に要する経費を助成するものです。

次に、戦没者等の援護についてでございます。

1の遺家族等に対する援護のうち、(1)特別給付金等支給事務費は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定等に要する事務費で、(2)の引揚者等援護事務費、(3)の引揚者等援護扶助費は、永住帰国された中国残留邦人の方に対する通訳派遣等の支援、支援給付金の支給を行うものです。

次に、社会福祉施設等の指導監査についてでございます。

社会福祉施設指導監査事業につきましては、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営を確保するため、関係法令に基づき、監査を実施するものです。

社会福祉課は以上でございます。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

19ページから御説明いたします。

まず、教育・保育サービスの充実及び地域における子育て支援でございますが、そのうち、1から5につきましては、就学前の子供の保育等に関する予算でございます。

1の子どものための教育・保育給付費につきましては、子ども・子育て支援法に基づきます私立保育所、認定こども園等に対する市

町村の給付費に係る負担金でございます。

2の保育施設運営費補助につきましては、市町村が行う延長保育や病児・病後児保育事業等の補助事業でございます。

3につきましては、保育所等での保育士の確保を図るため、熊本県社会福祉協議会が行っております保育士資格取得のための修学資金貸し付けや潜在保育士の再就職支援等の経費について助成しているものでございます。

4の多子世帯子育て支援事業につきましては、保育所を利用されている第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化について助成しているものでございます。

5につきましては、家庭で子育てをしている方に対する子育て支援の充実を図るため、地域子育て拠点や一時預かり等について助成するものでございます。

次の6及び裏面の7につきましては、放課後児童クラブ関係の予算でございます。

まず、6につきましては、放課後児童クラブの運営経費について助成するものでございます。

裏面の7につきましては、放課後児童クラブの施設整備の経費について助成するものです。

8のみんなで子育て推進事業につきましては、地域ぐるみでの子育て支援を推進するため、子育て支援関係者による子育てトークや、子育て応援の店の登録等を行っているものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

項目欄の結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目のない支援といたしまして、結婚支援や母子保健施策を掲載しております。

まず、1の災害時の子どもの心のケア研修事業につきましては、震災対応でございまして、被災した親子の心のケアに携わる保健師、保育士等に対する研修会の開催経費でございます。

2のくまもと結婚応援市町村連携推進事業につきましては、結婚を望む人の希望がかなうよう、市町村等が行う結婚支援の取り組みの支援に要する経費でございます。

3の不妊対策事業につきましては、希望する妊娠、出産の実現のため、不妊に悩む方への相談支援や不妊治療の助成などでございます。

4の熊本型早産予防対策事業につきましては、早産による低出生体重児の出生を防止するため、市町村が行う臍分泌検査や歯科健診の経費について助成するものでございます。

最後に、5、6につきましては、乳幼児の疾病の早期治療を促進するため、あるいは小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成のため、医療費の助成を行っているものでございます。

子ども未来課は以上です。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料22ページをお開きいただきたいと思います。

項目といたしまして、要保護児童対策につきまして、4つ上げております。

説明欄の1でございます。

子ども虐待防止総合推進事業でございます。

年々増加する児童虐待の相談に対応しております児童相談所――市町村でございますが、児童虐待の防止や被虐待児への支援等のため、児童相談所を中心に児童虐待対策を推進しますとともに、市町村、それから警察等関係機関と連携を強化しているところでございます。

2番、里親推進事業でございます。

特定の大人とのしっかりとした愛着を形成することが重要だと言われておりますが、家庭での養育に欠ける子供たちを家庭的な環境のもとで養育する里親制度につきまして、普

及促進を図っております。また、同時に、里親家庭への訪問、また、里親交流事業等を実施し、里親家庭への支援、里親委託を推進しております。

3番でございます。

児童養護施設等及び里親委託に係る措置費でございます。

保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不相当と認められる子供たちの保護及び児童自立支援を目的とした児童養護施設等の入所、または里親委託に要する経費を負担するものでございます。

4番、こちらは新規事業でございます。産前・産後母子支援事業でございます。

望まない妊娠に悩む女性、また、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦等への支援を強化するため、相談支援等を行う事業につきまして、産科医療機関等に委託するものでございます。

次の項目、子ども・若者への支援といたしまして、子ども・若者総合相談センター事業でございます。

ニート、ひきこもり等社会的自立が困難な子供、若者を支援するため、第1次相談窓口となります子ども・若者総合相談センターを設置してございまして、その運営を委託しているところでございます。

23ページをお願いいたします。

項目といたしまして、ひとり親家庭等福祉の推進といたしまして、2つ上げているところでございます。

説明欄1でございます。

ひとり親家庭等学習支援・交流事業でございます。

こちらは、公民館や社会福祉施設等を活用いたしまして、退職教員等の学習支援員にお願いいたしまして、ひとり親家庭等の子供に対し、学習支援を行っております地域の学習教室等を実施するものでございます。こちらは、平成28年度におきまして、112カ所相

当、それから500名相当の子供たちに利用していただいているところで、いずれも全国1位の実績でございます。

2番、母子父子寡婦福祉資金貸付金でございます。

ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、子供たちの福祉の向上を図るため、修学資金、就学支度資金、生活資金等の各種資金の貸し付けを行っているところでございます。

項目、DV対策の推進といたしまして、2つ上げているところでございます。

1番、DV対策でございます。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、DV未然防止教育等の啓発、こちらは、県立高校等に出向きまして教育を実施しているところでございます。被害者からの相談対応、被害者の保護や自立支援等の取り組みを行っているところでございます。

続きまして、2番、こちらは新規事業になります。DV被害者総合支援・加害者対応モデル事業でございます。

DV被害を受けて保護された方の約4割が、もとの生活していた地域に戻るという現状がございます。DV被害者の方々が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携しながら、総合的な支援をモデル的に実施し、被害者支援体制の構築を目指すものでございます。

次に、項目、子どもの貧困対策の推進といたしまして、新規事業でございます子どもの生活実態調査事業でございます。

子供の貧困に関する本県での実態を把握するため、県内の小5、中2の全生徒及びその保護者を対象とした調査を実施するものでございます。

以上、子ども家庭福祉課でございました。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

まず、被災者の心のケアについてでございます。

説明欄の1、こころのケアセンター運営事業は、熊本地震による被災者の心のケアを中長期的に行うため、昨年10月に熊本こころのケアセンターを設置して、被災者の相談支援や心のケアを行う人材の育成、市町村職員等への支援などを行う事業でございます。

説明欄2については、熊本地震で活動した災害派遣精神医療チーム、熊本DPATの活動に要する経費、具体的には、派遣時の保険料などの経費でございます。

次に、障害者施策の総合的な推進として、くまもと障がい者プラン推進事業でございます。本年度は、障害者施策の基本計画である、くまもと障がい者プランの中間見直しを行うとともに、障害福祉サービス等の必要見込み量などを設定する第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定することとしております。

次に、障害者の差別の解消及び権利擁護の推進についてでございます。

説明欄1の障害者条例推進事業は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、相談体制の整備や個別事案解決のための調整委員会による助言、あっせんの実施、県民の理解を深めるための普及啓発を行うものでございます。

また、説明欄2の障害者虐待防止対策支援事業については、障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携して迅速に対応するとともに、虐待防止に関する研修会の実施や普及啓発等に取り組むものでございます。

次に、保健医療体制の充実についてでございます。

説明欄1、熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業については、自殺防止対策として、相談支援や自殺予防にかかわる人材の養成を行うとともに、自殺対策を行う市町村や民間団体への助成を行うものでございます。

25ページをお願いいたします。

説明欄の2、精神科救急医療体制整備事業については、精神科病院の休日や夜間の診療体制を輪番制により確保するとともに、緊急の電話相談や医療機関の紹介を行う精神科救急情報センターを運営するものでございます。

説明欄3の精神通院医療費と4の重度心身障がい者医療費助成事業は、精神障害者や重度心身障害者の医療費の自己負担を軽減するものでございます。

説明欄5の発達障がい者支援医療体制整備事業は、身近な地域で発達障害を診察できる医師を確保するとともに、小児科と精神科医が連携することにより、待機時間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど、医療体制を整備する事業でございます。

次に、地域生活支援の充実についてです。

説明欄1の障害福祉サービス費等負担事業は障害者について、2の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は障害児について、それぞれ施設入所や在宅サービス等に係る県の負担金でございます。

説明欄3は、障がい者福祉施設整備費として、社会福祉法人等に対し、施設整備等への助成を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

説明欄4の発達障がい者支援センター事業は、発達障害のある方の相談から就労までの総合的かつ専門的な相談機関として県内に2カ所設置されております発達障がい者支援センターを委託して運営する事業でございます。

説明欄の5、ひきこもり対策推進事業は、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの本人や家族等からの相談対応や支援者の養成、普及啓発などに取り組むものでございます。

次に、社会参加の推進についてです。

説明欄1、遠隔手話通訳サービス事業は、

熊本地震の影響で手話通訳のニーズが高まったことから、新規事業として、タブレット端末等の情報通信機器を活用して、聴覚障害者の方に遠隔で手話通訳サービスを提供する事業です。

説明欄の2、障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業については、企業などで就業が困難な障害者を支援するため、情報通信技術を活用した在宅就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施するものです。

説明欄3、障がい者芸術・文化推進事業は、障害のある方への県民の理解を進めるため、くまもと障がい者芸術展やフォーラムなどの啓発事業を実施するものでございます。

説明欄4、2020年東京パラリンピック選手育成・強化推進事業は、東京パラリンピックに向け、出場可能性の高い選手を選出し、育成、強化に取り組むものでございます。

最後に、27ページをお願いいたします。

やさしいまちづくりの推進についてです。

UDやさしいまちづくり普及啓発事業は、高齢者や障害者等の社会参加を促進するため、(1)のとおり、障害者等用駐車場の利用証であるハートフルパスの普及、適正利用を図るとともに、市町村への利用証交付窓口を拡大してまいります。また、(2)のとおり、車椅子やオストメイト対応型のトイレなど、おでかけ安心トイレの普及促進を行ってまいります。

障がい者支援課は以上でございます。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

28ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

医師確保総合対策の1、通勤困難医療従事者支援事業は、主に阿蘇地域の医療機関を対象として、道路の積雪や凍結等によって通勤や帰宅が困難となりました医療従事者の宿泊費について助成を行うものでございます。

2の寄附講座開設事業は、熊大医学部附属病院への寄附講座の開設により、地域医療を担う医師の養成や地域への派遣等に取り組んでもらうものでございます。

3の医師修学資金貸与事業につきましては、地域の医療機関などで一定期間就業することを返還免除の条件とした修学資金を医学生に対して貸与するものでございます。一定期間とは、貸与期間の1.5倍としておりまして、貸与期間が6年の場合は9年間の地域勤務が条件となります。

29ページをお願いいたします。

看護職員確保対策でございます。

1、地域医療提供体制回復総合対策事業ですが、救急や周産期等の高度医療に従事する看護職員の離職を防止するため、被災医療機関の職員が在籍出向により県内外の他の医療機関で研修等を行う場合に人件費等を助成する事業であります。この事業は、既に終了しておりました地域医療再生基金の活用を国にお願いしまして、昨年度、計画の変更を認めていただいたものでございます。

2、看護職員確保総合推進事業ですが、看護師のキャリアアップ支援や病院内保育所の運営費助成、ナースセンターの事業などを行うものでございます。

飛びまして、5、看護師等修学資金貸与事業ですが、医師修学資金と同じく、知事が指定する医療機関で一定期間の就業を条件に、返還が免除される修学資金でございます。こちらは、5年間の就業を義務としております。

30ページをお願いいたします。

災害・救急医療対策の1、災害医療体制整備事業ですが、基幹災害拠点病院であります熊本赤十字病院と連携して災害医療研修、訓練を行うものでございます。

へき地医療対策の1、へき地医療施設運営費補助ですが、8つの僻地診療所と2つの僻地医療拠点病院の運営費等に対する助成でござ

います。

小児・周産期医療対策につきましては、31ページをお願いいたします。

2の熊本県小児在宅医療支援センター運営事業ですが、継続的に医療的なケアが必要な子供たちのNICU等からの退院を円滑に進めるため、昨年12月に熊大病院が開設しました小児在宅医療支援センターに対して助成をするものでございます。

脳卒中・急性心筋梗塞対策の1、脳卒中等医療推進事業ですが、急性期拠点病院が行いますMRI、CT等の設備整備に対する助成でございます。

歯科医療対策の1、医科歯科病診連携推進事業ですが、歯科のない回復期の病院に対して地元の歯科医が訪問診療を行うための協議会の設置や、関係者の研修に関する事業でございます。

32ページをお願いいたします。

医療提供体制の充実の1、地域医療構想推進事業、新規事業ですが、先月策定しました地域医療構想を着実に推進するために、県レベルと各構想区域の地域レベルにおいて調整会議を設置いたします。各地域の実情に応じた体制整備等について協議することとしております。

2の回復期病床への機能転換施設整備事業ですが、将来病床機能の不足が見込まれております回復期病床に転換をする医療機関に対して助成を行う事業でございます。

3の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業、これはくまもとメディカルネットワークと言っておりますが、質の高い効率的な医療を提供するために、医療機関、訪問看護ステーション、薬局、介護施設等をICTを活用してネットワーク構築をする県医師会に対する助成事業でございます。平成33年度までに約2,500の施設をつなぐ計画としております。

医療政策課は以上でございます。

○高水国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

主なものを御説明申し上げます。

国民健康保険制度安定化対策についてでございます。

説明欄1の国民健康保険助言指導等事業は、保険者であります市町村等に対して、国保運営に関し必要な助言等を行うとともに、平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けた準備を行うものでございます。

次に、2の市町村広域化基盤整備事業は、市町村国保が行う第三者求償事務及び保険料(税)収納率向上対策事務の広域化を推進するための基盤整備に要する経費を国保連合会に対して助成するものでございます。

3、国民健康保険制度安定化対策事業は、国保制度安定化のための交付金、負担金でございます。

(1) 県調整交付金は、市町村国保の財政調整のための各市町村の医療費や所得水準、災害などの特別の事情に基づき交付するものでございます。

(2) 保険基盤安定県負担金は、市町村が行う低所得世帯の保険料(税)の軽減に要した費用を負担するための県負担金でございます。

(3) 高額医療費共同事業県負担金は、1件80万円を超える高額な医療費の発生による市町村国保への急激な影響を緩和するための県負担金でございます。

34ページをお願いいたします。

5、国民健康保険財政安定化基金事業は、平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けて、国保財政の安定化のため、国庫補助により基金を積み立てる事業でございます。

後期高齢者医療対策でございます。こちらは、後期高齢者医療制度の安定化のための県

負担金でございます。

(1)の医療給付費県負担金は、後期高齢者医療に要した費用について、(2)の保険基盤安定県負担金は、国保と同様、低所得者等の保険料軽減に要した費用について、(3)の高額医療費県負担金は、これも、国保と同様に、高額な医療費の発生による広域連合への急激な影響を緩和するための費用について、それぞれ一定の割合で広域連合や市町村に交付する県負担金でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

35ページをお願いいたします。

まず、生涯を通じた健康づくりです。

説明欄1の熊本地震健康維持増進事業は、仮設住宅に入居されている方に熱中症対策などの健康支援情報のリーフレットを配布するなど、被災者の方々の健康の維持増進を図る事業です。

2の健康・食生活実態調査事業は、被災者の方々の震災後の健康状態を把握、分析いたしまして、今後の対策に反映させるものです。

3の健康長寿推進事業は、職場や家庭での健康づくりに取り組むことができるよう、モデル事業の実施や啓発キャンペーンを行うものでございます。

5の歯科保健推進事業は、歯の健康づくりの普及啓発を初め、4歳未満児へのフッ化物塗布事業、小中学校等が行うフッ化物洗口事業に対する助成を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

健康食生活・食育の推進でございます。

説明欄1の健康食生活・食育推進事業は、生活習慣病の発症予防と重症化予防の観点から、食育の普及啓発活動等を行うものでございます。

また、安全、安心な食事を提供いたします

くまもと健康づくり応援店、これを指定するなど、食の環境整備にも取り組んでまいります。

次に、がん対策の推進です。

説明欄1のがん診療施設設備整備事業は、医療機関が行いますがん診療設備の設備経費について助成するもので、今年度は、6病院を予定しております。

2のがん緩和ケア提供体制整備事業は、がん患者の方の療養の質を向上させるために、緩和ケアの専門医の育成や医療機関のネットワークの形成について助成をするものでございます。

37ページをお願いいたします。

難病対策の推進です。

1の指定難病医療費は、難病患者の方々の負担軽減のために、国が指定をします難病につきまして、医療費の一部を公費負担するものです。本年4月現在で指定難病数が330、県内の難病患者数は約1万5,700人となっております。

次に、原爆被爆者対策の推進です。

1の原爆被爆者特別措置費は、原爆に起因します病気やけがの状態等にある方々へ健康管理手当などの各種手当の支給を行うものです。現在、1,069人の方に被爆者健康手帳を交付しております。

最後に、ハンセン病問題対策の推進です。

1のハンセン病事業費は、ハンセン病問題への理解を深めるための研修会等の開催、菊池恵楓園を訪問いたしまして、入所者の方々との意見交換会の実施、ハンセン病問題啓発推進委員会等の開催を行うものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

主なものを御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

まず、項目の欄の一番上、災害対策です。

1の新規事業でモバイルファーマシー整備事業についてです。

昨年の熊本地震では、大分県、広島県及び和歌山県からモバイルファーマシー、災害対策医薬品供給車両3台の派遣支援を受け、被災地で3,700枚余りの処方箋に対応していただきました。その有用性が実証されたところでございます。今後の大規模災害に備え、本県でも導入に向け、公益社団法人熊本県薬剤師会が購入に要する経費を一部助成するものでございます。

次に、項目の2つ目、生活衛生関係営業施設の振興及び衛生対策についてです。

2の生活衛生営業振興対策事業につきましては、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や研修事業などへの助成を通じて、経営安定や衛生水準の向上を図ります。

次に、項目の一番下の献血推進対策についてです。

医療に必要な血液を確保するため、広く県民の皆様へ啓発活動を行うとともに、特に若年層献血者確保対策といたしまして、大学生組織との連携や将来の献血者確保を見据えて、小中高校生に対しての出前講座を通して意識向上を図ってまいります。

39ページをお願いいたします。

項目の一番上の臓器移植・骨髄移植対策です。

移植医療を推進するため、県の臓器移植コーディネーター等の活動強化や臓器提供体制の整備に努めるとともに、公益財団法人熊本県移植医療推進財団と連携して、普及啓発活動を推進いたします。

次に、項目の2つ目、医薬品等の安全確保対策についてです。

2の後発医薬品の安心使用推進及び普及啓発事業ですが、県民や医療従事者が安心して後発医薬品を使用できる環境づくりを進める

ため、県内主要病院での後発医薬品採用リストの更新、配布、それから講習会の開催など情報提供に努めますとともに、地域協議会の設置に取り組み、地域レベルでの安心使用促進を図ってまいります。

次に、項目3つ目の薬物乱用防止対策についてです。

1の薬物乱用防止事業ですが、青少年に薬物乱用が広がらないように、県警や教育委員会などと連携しまして、小中学校、高等学校での薬物乱用防止教室を開催することで、薬物の正しい知識の普及を図り、薬物乱用を許さなくまもとづくりを進めます。

40ページをお願いいたします。

在宅医療の推進についてです。

地域単位で薬局薬剤師による在宅医療を推進するため、公益社団法人熊本県薬剤師会が行う養成研修や応需体制の整備等の経費を助成するものです。

薬務衛生課は以上でございます。

○田代国広委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、永井病院事業管理者。

○永井病院事業管理者 病院局でございます。

資料の説明に先立ち、県立こころの医療センターの役割と現在力を入れております事業及び病院経営の概要について御説明申し上げます。

まず、当センターの本県におけます精神科医療の中核病院としての役割について御説明いたします。

1点目は、セーフティーネット機能であります。これは、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行う機能であります。2点目は、地域社会のニーズにいち早く

対応していく機能であります。現在力を入れているものは、患者の地域移行支援と児童・思春期医療の2つであります。

患者の地域移行支援につきましては、平成26年4月から院内に地域生活支援室を設置し、支援室のスタッフを中心に、退院後のサポートを行っております。

児童・思春期医療につきましては、平成24年4月から専門医師による外来診療を開始しております。受診者は年々増加し、平成28年度の受診者数は、延べ1,249人となっております。また、平成29年度には、専用の入院施設の開設を予定しております。

次に、病院事業の経営の概要について御説明します。

県立病院としての役割を果たす上では、収支が厳しい分野に取り組む必要もありますが、一般会計からの繰入金に過度に頼ることのないよう中期経営計画を策定し、経費の削減とさらなる医業収益の確保に努めているところです。

以上が当センターの概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長から説明いたします。よろしく申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○緒方総務経営課長 41ページをお願いいたします。

病院事業会計には、収益的収支と資本的収支があります。

下の(注)に記載しておりますが、収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動、すなわち病院事業に伴って発生する全ての収益と費用。資本的収支は、建物、施設の建設や企業債の償還など、費用とその財源となる収入をあらわしております。

まず、収益的収支であります。

収入は16億3,800万円余、これは、第2次

中期経営計画に基づく患者数をもとに見込んだ収益、一般会計からの繰入金等でございます。支出は16億3,700万円余、運営費用を計上しております。

次に、資本的収支であります。

収入はゼロ、内部留保資金により対応することとしております。支出は3億4,200万円余、企業債の償還、施設設備の更新費などを計上しております。

42ページをお願いいたします。

平成29年度、病院局における主要事業等であります。

まず、病院の概要であります。

開設時期、所在地につきましては、資料記載のとおりであります。

病床数は200床ですが、平成20年4月から50床を休床し、現在、肺結核合併症のための病床10床を含む150床で運営しております。

次に、中段、第2次中期経営計画の推進であります。

この計画は、センターの基本理念及び幸せ実感くまもと4カ年戦略、第6次熊本県保健医療計画に基づき、前計画の成果と課題を踏まえて策定した計画であり、センターが進むべき方向性を示したものであります。

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となっております。

まず、1、県立病院として果たすべき役割であります。

(1)継続・充実する取り組みですが、措置入院患者など民間精神科病院では対応困難な患者の最終的な受け入れ、いわゆるセーフティネット機能の維持、充実等に取り組んでおります。

(2)です。新たなニーズに対応するための取り組みとしては、①患者の地域生活支援の充実と、次のページ、②児童・思春期医療の積極的推進があります。

まず、①患者の地域生活支援の充実についてですが、具体的には、平成26年4月、地域

生活支援室を設置しました。医師、看護師、精神保健福祉士など医療スタッフが連携して、患者の社会復帰、地域生活を支援しております。

43ページをお願いします。

②児童・思春期医療の積極的推進についてであります。

現在、児童・思春期においては、県内の専門医療機関や専門医の不足が課題となっております。そこで、外来診療体制を強化するとともに、新たに入院施設を開設するものであります。

受診者数は、平成24年度224人から平成28年度1,249人と年々増加しております。

現在、今年度予定している児童・思春期専用病床の開設に向け、取り組んでおります。

これらの取り組みのほか、安全で質の高い医療の提供や運営体制の強化、安定した経営基盤の維持、向上にも取り組んでおります。

44ページをお願いします。

平成29年度当初予算であります。

41ページで説明いたしました当初予算の内訳などを記載しております。

最後に、第3次中期経営計画の策定であります。

平成30年度以降の病院経営の指針となる第3次中期経営計画を平成29年度内に策定することとしております。

病院局からは以上であります。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑、ございませんか。

○鎌田聡委員 33ページの国保・高齢者医療課の国保の財政運営責任の都道府県移行に関して、30年からということですが、こ

これは、財政運営責任ということで、実際の保険料を統一したりとかそういった作業も出てくるんですかね。

○高水国保・高齢者医療課長 国が示しております改革の方向の中では、将来的な統一というのはうたわれているんですけども、本県の場合、全国的に比べまして、医療費の格差が2倍あるということで、非常に格差が大きい状況がございますので、なかなか一気に統一は難しいというふうに考えております。

したがって、その保健事業でありますとか医療費適正化の取り組みを推進した上で、医療費の平準化がなされた段階で統一の方向で進めていきたいということで考えているところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、30年からのやつは、現行の市町村の医療費と、国保の医療費、保険料ということでやるんですか。

○高水国保・高齢者医療課長 平成30年度から大きく変わりますのは、今市町村は、それぞれ市町村単位に特別会計を設けて運営しておりますが、今委員おっしゃいましたように、それを県全体で財布を大きくして運営すると。その大きな中で、1つは、大きく2つございまして、1つは、公費を投入するという、それから財政運営を県がやるということで、公費が入ってくることによりまして、新たな仕組みとして納付金制度というものができます。これは、県で県全体の医療費総額を推計し、それを市町村ごとの医療費水準でありますとか、被保険者数でありますとか、所得水準でありますとか、こういったことによりまして、各市町村ごとの納付金額をまず算定をいたします。それを集めるとした場合に必要となる標準保険料率というものを県からお示しをし、まず、その標準保険料率

で各市町村が集めていただければ、うまく回っていくというふうな改革でございます。

したがって、全く同じ保険料ということではなしに、新たな仕組みに変わることによりまして保険料の算定も変わってくる、結果といたしまして、ただいま試算の段階でございますが、保険料が上がるところもあれば、下がる場所もあると。これは今試算中ございまして、国の示す係数等を用いて、今激変緩和策も含めて検討を進めているという状況でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、30年からは、若干そういう保険料の増減が、まあ、減はないでしょうけれども、増はあり得ると。減もあるんですかね。

○高水国保・高齢者医療課長 全く同額ということではなしに、今申しましたように、市町村全体で助け合いの仕組みと申しますか、そうなりますので、上がる場所もあれば、下がる場所も出てくるということになるのかと思っております。

○鎌田聡委員 今実際どうなんですか。保険料の収納率というのは、市町村ごとに違うでしょうけれども、全体的に平均してどのくらいなんですか。

○高水国保・高齢者医療課長 県の市町村ごとの収納率でございますが、平成27年度の数字で申し上げますと、全体平均で、現年分が91.29%でございます。これは全国と比較しますと、全国平均が91.45でございますので、全国では38位というふうな状況でございます。

○鎌田聡委員 まあ、その30年からの保険料が上がるか下がるかわかりませんが、そういうことによつて、また収納率あたりに

影響が多分出てくるんじゃないかなと思いますけれども、そういった影響も緩和しながら、29年度、できるだけというか、可能な限りそういった市町村の、県民の理解を得て、そういったことがきちんとできるような対応、1年間、これはかなり大きな部分で、負担増になる部分が出てくると思いますので、しっかりと県民周知も含めて取り組みをしていただきたいと思います。

それと、もう1点、よかですか。

○田代国広委員長 はい。

○鎌田聡委員 被災者の医療費の減免というのはどこに出ているんですか。減額されている。

○高水国保・高齢者医療課長 今のお尋ねは熊本地震の関係で、国保の一部負担金の減免のお話だと思います。

この予算事業の中では、この中で申しますと、今回、あと半年間、その仕組みを延長するというところで国のほうから話が来ておまして、ただ、昨年度2月までは、発災後1年間は、その一部負担金総額全部国が見るという仕組みだったんですけれども、延長された半年間については、その各市町村ごとに見まして、負担割合の大きさに応じて国が10割見たり、9割見たり、8割見たりというふうになっておまして、その残りの分を県が見るといふふうにしてありますが、この33ページの3の(1)になりますけれども、県調整交付金、こちらのほうで、この残りの市町村負担分については県で負担をし、結果として半年間は市町村の負担はないというふうな取り組みをする予定でございます。

○鎌田聡委員 半年間は決まりですか。また延長の余地もあるんですかね。

○高水国保・高齢者医療課長 国のほうが一応そう申しておりますので、県では、あと半年間の延長というふうに考えているところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 今の国民健康保険に関連してお尋ねしますが、試算が各都道府県でなされていて、それを公表している県もふえてきているかというふうに思いますけれども、これは、今国保は払いたくても払えないというようなことがかなり大きな問題になっておまして、試算なんかが公表された部分で見ると、圧倒的多数は上がるという状況になっておまして、出された段階で、その市町村なんかが、あるいは被保険者が相当心配するというか、そういうことになりはしないかと思っているんです。だから、そういう点では、県の試算も率直に早目に出して市町村なんかともやっぱりしっかり協議していくということが大事じゃないかと思うんですけれども。

○高水国保・高齢者医療課長 試算の公表についてでございますが、今の試算につきましては、各市町村の担当課長レベルでつくっております連携会議というところで具体的な試算結果をお示しし、説明をしているところでございます。いわゆる公表につきましては、現在の試算といえますのは、ただ、28年度の数字をもとにした29年度の試算でございますし、国が示しておる係数も仮の係数、それから実際の移行は平成30年度からになるわけでございますが、平成30年度からの公費の入りぐあいはまだ不明確であるという点と、それから試算のシステム自体がまだバグがあるといえますか、まだまだ試算しながらふぐあい

を調整している段階でございますので、現時点の試算を公表すると、その数字がひとり歩きをするといかかなものかということで、市町村との協議には実際示して協議を進めておりますが、公表ということは現時点ではまだ考えていないところでございます。

○山本伸裕委員 市町村に対しては出している。

○高水国保・高齢者医療課長 はい。

○山本伸裕委員 じゃあ、委員会で委員に出すようなことはないんですか。

○高水国保・高齢者医療課長 試算自体は、当該市町村、それから、例えば郡単位、それからそういった形で全部を全ての市町村に出すという形ではなしに、近隣のところで医療費水準が近いところとか、そういった形で、あくまでも試算ということで今検証も含めて市町村にお示ししておりますので、先ほど申しましたように、ひとり歩きするという部分の心配がございますので、そういった事務協議に使っていると。そういう形で進めさせていただいている状況でございます。

○山本伸裕委員 国の係数、確かに、まだはっきりしていない部分もあるかと思うんですけども、それは大体どういうふうに係数を出すかというのは、計算方法は出てますよね、収納率の実績であるとか。それで、先ほどのお話で38位ですかね、熊本県の収納率というのは。であれば、熊本県はいい係数が出るということは期待できないのかなというふうなことを思ったりするんですけども、国の助成の規模からしても、大体被保険者1人当たり1,000円ぐらいになるのかならないのかというぐらいの額だと思うんですけども、そう大きくは、金額は、傾向としては変

わらないというふうに思いますよ。

数字のひとり歩きということを心配されていらっしゃるみたいですが、傾向としては、非常に全体の傾向を出す上では大事な問題だと思うし、今問題としては、やっぱり国保は、払いたくても払えないということが非常に大きな問題として出ているわけですから、そういう点では、やっぱり被保険者の心配にも率直にどう応えていくかと、自治体の不安とかにも応えていくかというふうなことが大事だと思いますので、あんまり数字のひとり歩きをおそれるばかりで、公表しないというのはどうなのかなという気もしております。それはまた別の機会でもやっていきたいと思うんですけども、もう1つ、いいですか。

○田代国広委員長 どうぞ。

○山本伸裕委員 国保の保険料は、市町村が決めるということではないんですか。

○高水国保・高齢者医療課長 先ほど申しましたように、新たな仕組みの中で、県からは各市町村ごとに保険事業納付金というものと標準保険料率というものを各市町村ごとにセットでお示しをする仕組みになります。これは、先ほど申した全体に対してA市は幾らで、それに対して標準保険料率はこれ。その標準保険料率を参考に、実際の保険料率は市町村で決められて、それに基づいて市町村が賦課徴収をされるという流れになります。

○山本伸裕委員 市町村が決めるということですね。それで、一般会計からの繰り入れをやっている自治体も少なからずあると思いますけれども、それは県がそれに対してどうするかというふうなことはないわけですか、介入したりとか、やめなさいとか。

○高水国保・高齢者医療課長 今回の改革の、先ほど申した大枠の仕組みがうまくいけば、市町村の一般会計からの繰り入れはしなくていいという仕組みになるというふうなことで説明をさせていただいております。

○山本伸裕委員 じゃあ、やめなさいと介入するというわけではないわけですね。

○高水国保・高齢者医療課長 そういう言い方ではございません。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 10ページで高齢者支援課にお尋ねしたいと思っておりますけれども、こちらを見ておきますと、介護にしる、福祉にしても人材が非常に不足しているということで、2025年というのが一応のマックスといたしますか、高齢者の一番ふえる時期というのが言われておるわけですが、県下の施設であったりとか、高齢者の施設であったりとか、あるいは患者、利用者数あたりを鑑みながら、これだけやっぱり職員が不足するであろうというような数値的なものというのは考えて出されていらっしゃるんですか。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

熊本県におきましての介護人材につきましては、一昨年、国が調査をやりまして、県のほうでも調査をやっているわけでございますが、そのときには、平成37年、2025年ということでございますが、現在のペースでいきますと、そのときには県全体では1,500人が不足するという試算を出しております。また、介護職員数につきましては、平成31年、2019年までには、平成27年をベースにして3,000人規模の増加を目指すというようなことで今やっております。

今委員おっしゃいましたように、施設数に応じて利用者もそこで生活をされているわけでございます。また、地域ごとにも、どういった今過不足の状況があるかとかいったことも、県としても、そこはある程度把握をして、今後必要な介護人材確保対策を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。今年度は、介護保険事業支援計画の策定年度でもございます。そういった中で介護人材確保対策というものもいろいろとまた考えていかなければいけないということで、今年度上半期に、介護人材の県内の需給調査、実態調査をまずやりまして、それに応じて、またいろんな対策を、介護人材確保の対策を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○高島和男委員 下の福祉人材の確保にもつながると思うんですけれども、やっぱりそこにも書いてありますように、若者の新規参入というか、早い段階から、そういう福祉であったり介護だったりというような、興味であったり関心を持ってもらうということは大事だと思うんですね。これは、県教育委員会との連携といたしますか、大事だと思うんですけれども、福祉に関する県の公立高校というのは今4校ぐらいだったんですかね。福祉コースといたしますか、そういう科のある学校というのは。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課のほうで今把握している数字では、県内におきまして、福祉関係のコースを設置しておる高校につきましては、12校ございます。

○高島和男委員 そんなにあるんですか。

○谷口高齢者支援課長 はい。その中で、介護福祉士の受験資格が得られる高校につきましては6校。あと、初任者研修というものがございまして。介護職員の初任者研修の修了をしたとみなされる資格でございますけれども、それを取ったとみなされるところが7校でございます。

状況は以上でございます。

○高島和男委員 ちなみに、熊本市内はございますか、その中に。

○谷口高齢者支援課長 熊本市におきましては、2校ほどございます。

○高島和男委員 どこどこですか。

○谷口高齢者支援課長 開新高校と熊本中央高等学校でございます。

○高島和男委員 県立高校でということになりますと、先ほど課長12校とおっしゃいましたけれども、県立の高校でいくと、数字は、また減りますよね。

○谷口高齢者支援課長 県立高校につきましては、県内で6校ということでございます。

○高島和男委員 何を言いたいかという、福祉サイドだけでは難しいと思うんですけども、ぜひやっぱり県教委とも相談をしながら、これだけやっぱりふえていくというのはもう随分前からわかっておったわけで、少しでもやっぱり早い時点で若い人たちをこういう職業に、繰り返しですけども、興味、関心を持っていくためには、そういう科目というか、コースというか、設けたほうがいいんじゃないかなと私は個人的に思っております。ぜひ一度検討をしてみてくださいと思います。

○谷口高齢者支援課長 公立高校の定員の設定に関して、知事部局のほうでどのような関与ができるかわかりませんが、一応こういった先生方のお声でありますとか、そういったものにつきましては、教育委員会のほうにまずはお伝えして、御相談をしていきたいというふうに思っております。

○高島和男委員 続けていいですか。

○田代国広委員長 はい。

○高島和男委員 38ページでございます。薬務衛生課。

一番上の新規事業のモバイルファーマシーの整備事業でございますが、これはもう本当、先ほど御説明のとおりだと思うんですけども、これは、何台、薬剤師会購入される予定なんですか。

○大川薬務衛生課長 1台でございます。

○高島和男委員 1台。

○大川薬務衛生課長 はい。

○高島和男委員 これは災害のときはもちろん大活躍するわけですけども、ふだんはどういう、活動というところですけども、どういう状況下にあるのでしょうか。

○大川薬務衛生課長 まあ、他県での災害発生、熊本県内もそうですけれども、災害発生時に派遣するというのはもとより、あとは、防災訓練、それから薬剤師会の中に災害薬事コーディネーターという方が数名いらっしゃいますので、その方たちの研修会、あわせて考えれば、県内、薬学部2校ございまして、学生の実習、それから地域の防災訓練、その

他いろいろ使い道はあるかと思っておりません。

○高島和男委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 23ページの子どもの貧困対策のところなんですけれども、県からの調査、どういった中身で、いつごろやるという計画なんですか。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

子供の生活実態調査でございますが、中身につきましては、子供が、例えば、放課後、塾に行っているかどうかとか、自分が望んでいるのに塾に行けないという子供たちがどのぐらいいるかとか、あとは、朝食をきちんととっているかどうかとか、そういう生活状況、それから教育状況、それから経済状況等についてお尋ねする予定でございます。

○山本伸裕委員 子供の貧困で考えたときに、非常に私も心配しているのが、1つは、今おっしゃった食事、御飯がちゃんと3食とれているか。お聞きしたところでは、例えば学校給食があるところは1日1食だとか、そういう話も聞いたりしているので、食事がとれているかどうかという問題と、それから医療の問題、医療では、例えば、病気になっても病院にかかれないというようなお話も結構聞いたりしていますし、虫歯になっても、学校健診で虫歯が見つかっても病院に行かないとかありますので、ちょっとそういう観点から、例えば、シングルマザーであるとか、あるいは保険の種類、国保なのか、社保なのか、協会けんぽなのかというようなところなんかもちょうと、貧困とのかかわりでちょっとわかるような調査をお願いできないかな

と。

それから、さっき言われた修学、学力の問題、修学の問題が非常にあると思うんですね。高校進学、大学進学の問題。そういったところなんかは子供の貧困の状況とあわせて関連性みたいなのが調査をお願いできればありがたいなと思ってますので、これは要望として。

○富永子ども家庭福祉課長 医療の状況につきましては、虫歯について、きちんと治療を受けているのかどうか、受けられているのかどうかという点。それから、先ほど保険の種類についてお尋ねでしたけれども、現在のところ保険の種類をお尋ねする項目は設けておりませんが、例えば世帯の状況、ひとり親世帯であるのかどうか、そういうことについてはお尋ねする予定でございます。健康につきましては、また、教育につきまして関係機関と相談をしながら項目を練っているところでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 同じく23ページの新規事業のDV被害者総合支援・加害者対応モデル事業、これは、さっきおっしゃったのは、DVを受けた方がまた自分の住みなれた地域に戻りたいので、その被害者の方を支援しますという説明だったんですけれども、この表題は加害者対応モデル事業なので、加害者にも何か対応するというふうに捉えていいんですね。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

こちら、加害者対応モデル事業というふうに書いておりますのは、委員おっしゃいますように、加害者に直接対応と申しますか、被害者が加害者に対応できるような力を身につ

けていただけるように、被害者をバックアップするような事業というふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、一時保護された被害者の方が、またもとの地域に戻ってこられるという状況で、このDV被害者を支援する相談員の方々にとっては、再度、何度も何度も同じ方の相談を受けると、加害に何度も遭って同じような相談を受けるという状況でございます。これを何とか自立した生活に戻せるようにバックアップしたいという思いがございまして、関係機関で連携しながら、もちろん警察等とも連携をしながら、例えば、被害者がきちんと離婚届を出せるように、また、養育費をきちんとかち取れるようにといった、そういう書類を提出したりだとか、または同行して支援をしていただくとか、そういう加害者対応についても視野に入れながら支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○溝口幸治委員 わかりました。

意外と多いんですね。またもとに戻るといふか、また同じことを繰り返すというのが多いので、何かイメージ的には、加害者に出ていってもらうのが一番いいんでしょうけれども、そうじゃなくて、被害者をみんなでチームを組んで守っていく、見守りたいと思います。わかりました。

続けていいですか。

○田代国広委員長 はい、溝口委員。

○溝口幸治委員 38ページの薬務衛生課ですね。

生活衛生環境確保対策事業ということで、この中に書いてある要旨で、旅館とかホテルが今民泊のことについて非常に懸念を示されている。一方、古民家とかを再生して、そういう民泊をやるという人たちもいらっしや

るといふところで、県で条例とかつくることになっていくんだと思いますが、その辺の何か今検討されているものとかあったら教えていただきたいというふうに思います。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

法案が現在国会に提出中ということで審議中でございまして、内容については、まだ出てきてない状況です。各県にいろいろ問い合わせをしますと、どこの課がどの分野を、どの部門を担当するのかとか、観光部門と衛生部門でございますけれども、その振り分けもまだはっきり見えてないような状況でございまして、現行法で申請を審査するというような状況で、まだ動きは出ていないというような状況でございます。

○溝口幸治委員 わかりました。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他で委員から何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後4時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長